



28 土第 155 号
28 建第 82 号
平成 28 年 5 月 18 日

一般社団法人愛媛県建設業協会 会長
一般社団法人愛媛県中小建築業協会 会長 } 様

愛媛県土木部土木管理局土木管理課長



愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長



建築士法に基づく「設計」の適正化及び設備設計技術者の育成等について
平素より、本県の建築・住宅行政に御協力いただきありがとうございます。
さて、貴団体には、建築士事務所を開設し、兼業で建築士事務所としての業務を行う会員もおられますが、県内の建築士事務所には比較的小規模な事務所が多く、建築主から委託を受けた設計又は工事監理の業務を他の建築士事務所又は建築関連事業者に行わせるケースが多くなっています。
また、当課が行った建築士事務所への立入検査における設備設計図書の作成業務に関する調査等において、一部の建築士事務所では無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に改善すべき事項があることが判明し、また、県内の設備設計及びその補助業務に従事する技術者の高齢化と若年技術者不足の実態があることも明らかになりました。
そこで、建築士法の適正な運用等のため、次のとおり貴団体の会員に周知していただくとともに、貴団体の御協力をお願いいたします。

記

1 建築士法に基づく「設計」の適正化

建築士法の「設計」の取扱いは【別紙】のとおりであり、下請事業者が設計図書の一部を作成する場合、元請となる建築士事務所の建築士は、その者の責任において設計図書の作成業務を行わなければならないため、設備設計について下請事業者に指示を行い、設計図書の内容を把握し、確認する必要があります。
その確実な実施のため、無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合は、その業務内容を明確にして、契約書等の書面で記録し、保存するとともに、打合せ、協議時の記録簿等の整備をお願いしております。
また、無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に、適切な指示や指導監督等を怠り、設計図書に記名押印する行為は、建築士法に基づく懲戒・監督処分の対象となり、建築士の免許を有しない者及び無登録事業者による「設計」は、建築士法違反として刑罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となるため、会員及び関係者は、建築士法を遵守し、建築士事務所を開設している場合は、不適切な「設計」行為に関与しないように、建築士事務所を開設していない場合は、建

築工事の請負を行う業務の一環として「設計」を行うことのないようにしてください。

2 設備設計技術者の育成等

設備設計は建築において非常に重要ですが、県内では深刻な若年技術者不足となっていることから、関係団体と連携し、建築設備の設計に関する講習会の実施等により、自ら設備設計図書を作成する建築士の計画的な育成及び確保に努めていただきますようお願いいたします。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 宅地建物指導係
TEL 089-912-2758 FAX 089-941-0326

建築士法上の「設計」の取扱い

「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、建築士自らが全ての設計図書を作成する場合のほか、当該建築士の部下や下請となる事業者に指示して、当該建築士の指導監督の下に設計図書の作成の一部を行わせる場合のように、当該建築士の意図が十分実現される形態で、実質的に当該建築士自身が全ての設計図書を作成したと同様の成果が得られる状態にある場合を含む。

ただし、他人の作成した設計図書に、単に責任を取るとの理由で記名押印する等の場合は含まれない。

このことから、元請となる建築士事務所の責任で行う設計図書の作成業務のうち、当該設計図書の一部を下請事業者が作成する行為は建築士法上の「設計」には該当せず、当該下請事業者の業務は無登録業務には該当しない。

○参考 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）抜粋

【法第 2 条第 6 項】

・「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

【法第 23 条第 1 項】

・建築士又はこれらの者（建築士）を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務～中略～を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

【法第 23 条の 10 第 2 項】

・何人も、第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録を受けないで、建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行ってはならない。

【法第 24 条の 3 第 1 項】

・建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。

建築関連事業者団体 担当者 様

建築士法に基づく「設計」の適正化及び設備設計技術者の育成等について

標記の件につきまして、別添のとおり通知文書を送付いたします。

通知文書は計9団体に、若干の文書表現は異なりますが、同様な内容で送付しております。

- ・(公社) 愛媛県建築士会
- ・(一社) 愛媛県建築士事務所協会
- ・(公社) 日本建築家協会四国支部愛媛地域会
- ・(一社) 愛媛県建設業協会
- ・(一社) 愛媛県中小建築業協会
- ・(一社) 愛媛県電設業協会
- ・(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会
- ・愛媛県管工事協同組合連合会
- ・愛媛県設備設計事務所協会会長

また、通知文書等につきましては、愛媛県庁ホームページにも掲載しており、併せて各市町、県内特定行政庁、県内に事務所がある民間確認検査機関へ団体宛の通知文書の写しを送付しております。

県HP (掲載内容の写し添付)

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/takken/kenchikushiho/sekkei-tekiseika.html>

つきましては、広報誌やホームページへの掲載等により、会員の方々への周知にご協力をお願いいたします。

不明な点がありましたら問い合わせください。

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 宅地建物指導係 担当: 三井 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 TEL (089) 912-2758 FAX (089) 941-0326
